

令和5年度 有価証券報告書レビューの実施について

金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保の観点から、各財務（支）局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、有価証券報告書レビューを実施しています。

令和5年度の有価証券報告書レビューについては、以下の内容で実施します。

なお、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても、別途審査を実施します。

1. 審査の内容

（１）法令改正関係審査

以下の法令改正事項について、令和5年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の全提出会社を対象として審査を行います。

〔法令改正事項〕

- ・ 令和5年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 *1

*1:主にサステナビリティに関する企業の取組みの開示及びコーポレートガバナンスに関する開示についての改正

（２）重点テーマ審査

以下のテーマに着目し、令和5年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定します。

〔重点テーマ〕

- ・ サステナビリティに関する企業の取組みの開示 *2

*2:令和5年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の適用にともない、有価証券報告書において開示される「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する記載内容について自主的な改善に資するよう審査します。

（３）情報等活用審査

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、令和5年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定します。

2. 審査の実施方法

（１）法令改正関係審査

① 調査票の提出依頼

財務局等から審査対象会社に対し、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項についての調査票の記入・財務局等への提出を順次依頼します。

なお、所管の財務局等から原則として提出者用 EDINET に登録されている事務連絡者情報の E-mail アドレス宛に連絡する予定です。EDINET に登録されて

いる事務連絡者情報が最新のものとなっているかについてご確認ください。

〔スケジュール〕

	財務局等から 審査対象会社への 提出依頼時期	審査対象会社から 財務局等への 提出期限
2023 年 3 月 31 日決算	2023 年 6 月中旬	2023 年 7 月 31 日（月）
2023 年 4 月決算	2023 年 7 月初旬	2023 年 8 月 15 日（火）
2023 年 5 月決算	2023 年 8 月初旬	2023 年 9 月 15 日（金）
2023 年 6 月決算	2023 年 9 月初旬	2023 年 10 月 16 日（月）
2023 年 7 月決算	2023 年 10 月初旬	2023 年 11 月 15 日（水）
2023 年 8 月決算	2023 年 11 月初旬	2023 年 12 月 15 日（金）
2023 年 9 月決算	2023 年 12 月初旬	2024 年 1 月 15 日（月）
2023 年 10 月決算	2024 年 1 月初旬	2024 年 2 月 15 日（木）
2023 年 11 月決算	2024 年 2 月初旬	2024 年 3 月 15 日（金）
2023 年 12 月決算	2024 年 3 月初旬	2024 年 4 月 15 日（月）
2024 年 1 月決算	2024 年 4 月初旬	2024 年 5 月 15 日（水）
2024 年 2 月決算	2024 年 5 月初旬	2024 年 6 月 17 日（月）
2024 年 3 月決算（3 月 31 日除く）	2024 年 6 月初旬	2024 年 7 月 18 日（木）

② 回答の審査

審査対象会社から提出を受けた調査票に基づき、法令等に照らして、有価証券報告書の記載内容を審査します。調査票の記載内容に不明点や疑問点がある場合には、別途質問を行います。

なお、審査の結果、有価証券報告書に適切ではないと考えられる記載内容等が見つかった場合には訂正又は次年度の有価証券報告書での改善を求める通知等を行います。

（２）重点テーマ審査及び情報等活用審査

① 質問票の送付

審査対象会社に対し、テーマ等についての個別の質問票を財務局等から順次送付します。なお、質問内容には、以下の観点も反映します。

- 法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等への形式的な準拠性のみでなく、投資家にとって十分に明瞭で理解し得る記載となっているか
- 重点テーマ以外の関連する事項について、確認すべき点はないか（過去の重点テーマ審査において課題があった事項など）
- 有価証券報告書以外の開示書類（四半期報告書、内部統制報告書等）への影響はないか

② 回答の審査

財務局等より送付した質問票について、原則として2週間程度の期日内に回答を受け、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に照らして、有価証券報告書の記載内容（会計処理を含む）を審査します。回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、追加で質問を行います。

なお、審査の結果、有価証券報告書に適切ではないと考えられる記載内容等が見つかった場合には訂正又は次年度の有価証券報告書での改善を求める通知等を行います。

（注）本有価証券報告書レビューにおける審査の終了をもって、有価証券報告書の記載内容の適正性が保証されるものではない点に留意してください。

また、証券取引等監視委員会と情報の共有を行う場合があります。

有価証券報告書レビュー（概要）

○ 有価証券報告書レビューは、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するための審査の枠組みであり、従来から、金融庁及び財務局等が連携して実施しています。

○ 有価証券報告書レビューは、具体的には、法令改正関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査の3つを柱としています。

（１）法令改正関係審査

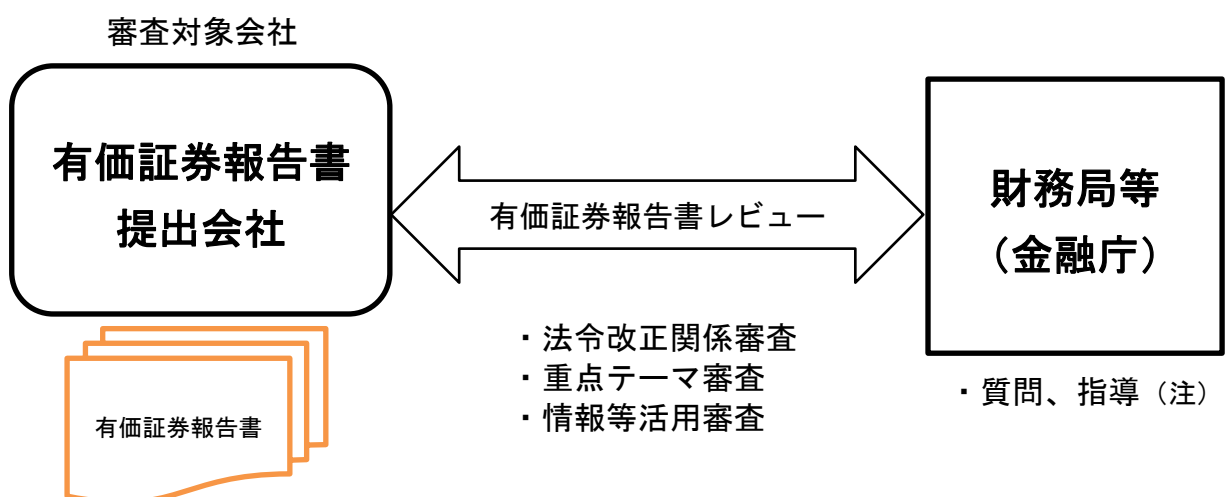
法令改正事項について行うもの。全ての有価証券報告書提出会社が対象となる。

（２）重点テーマ審査

特定のテーマに着目し、審査対象を選定した上で、より深度ある審査を行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。

（３）情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。



（注） 必要な場合、金融商品取引法第26条に規定される報告徴取権限等が行使されることがあります。